

箕面市都市公園条例

昭和五十年四月一日
条例第十五号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 都市公園及び公園施設の設置基準(第三条—第七条)
- 第三章 公園の管理(第八条—第二十八条)
- 第四章 雑則(第二十九条—第三十二条)
- 第五章 罰則(第三十三条・第三十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)に定めるもののほか、市が設置する都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公園 法第二条第一項に規定する都市公園をいう。
- 二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

第二章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

第三条 法第三条第一項に規定する条例で定める基準は、次条及び第五条に定めるところによる。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第四条 市の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、市街地の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、市街地の住民一人当たり五平方メートル以上とする。

(都市公園の設置)

第五条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。
- 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。
- 三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。
- 四 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(公園施設の設置基準)

第六条 法第四条第一項本文に規定する条例で定める割合は、百分の二とする。

- 2 令第六条第一項第一号に規定する場合に関する法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第六条第一項第四号に規定する場合に関する法第四条第一項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として第一項又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第八条第一項に規定する条例で定める割合は、百分の五とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第七条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

第三章 公園の管理

(行為の許可)

第八条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 行商、出店その他これらに類する行為をすること。
- 二 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- 三 野営すること。
- 四 業として写真、映画等を撮影すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地。以下同じ。)
- 二 行為の目的
- 三 行為の期間
- 四 行為を行う場所又は公園施設
- 五 行為の内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長の定める事項

3 市長は、第一項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項の許可を与えることができる。

- 一 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

4 市長は、第一項の許可に公園の管理上必要な条件を付けることができる。

5 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第一項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第九条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は前条第一項の許可に係るものは、この限りでない。

- 一 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所に車を乗り入れ、又は止めること。
- 八 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 九 起居の場所とすること。
- 十 長時間にわたり公園の全部又は一部を占拠すること。
- 十一 公園施設をその用途外に使用すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第十条 市長は、災害その他の理由により公園の利用が危険であると認める場合又は公園の管理のため必要があると認める場合は、公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(供用日及び供用時間)

第十条の二 市長は、管理上特に必要と認める公園については、その供用日及び供用時間を規則で定めることができる。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第十一条 法第五条第一項の許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 公園施設を設置しようとするとき。
 - イ 申請者の氏名及び住所
 - ロ 公園施設の種類及び数量
 - ハ 設置の目的
 - ニ 設置の期間

- ホ 設置の場所
 - へ 公園施設の構造
 - ト 公園施設の管理方法
 - チ 工事の実施方法
 - リ 工事の着手及び完了の時期
 - ヌ 公園の復旧方法
 - ル イからヌまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項
- 二 公園施設を管理しようとするとき。
- イ 申請者の氏名及び住所
 - ロ 公園施設の所在地、種類及び数量
 - ハ 管理の目的
 - ニ 管理の期間
 - ホ 管理の方法
 - へ イからホまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項
- 2 第八条第三項の規定は、法第五条第一項の許可に準用する。

(公園の占用の許可)

第十二条 法第六条第二項に規定する許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名及び住所
 - 二 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量
 - 三 工作物その他の物件又は施設の管理の方法
 - 四 工事の実施の方法
 - 五 工事の着手及び完了の時期
 - 六 原状回復の方法
 - 七 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項
- 2 前項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(軽易な変更)

第十三条 法第六条第三項ただし書の条例で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条第一項の規定に基づき許可を受けた工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が、当該占用の目的に付随して行うもの
- (使用料)

第十四条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、別表第一及び別表第二に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項の許可を受けた者の使用料は、別表第三に掲げるところによるほか、行政財産使用料条例(昭和四十二年箕面市条例第五号)の例により計算した額とする。

(使用料の徴収)

第十五条 使用料は、許可の際一括して徴収するものとする。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の初めに徴収する。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料の分納を認めることができる。

(使用料の減免)

第十六条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- 一 使用者(法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第八条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責によらない事由によって使用できないとき。
- 二 第十九条第二項の規定により、市長が許可を取り消したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(許可の期間)

第十八条 この条例で定める許可の期間は、五年以内で市長が別に定める。

(監督)

第十九条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を取り消し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反したとき。
 - 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。
 - 四 第八条第三項各号に該当する事由が発生したとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、その他必要な措置を命ずることができる。
- 一 公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - 二 公衆の公園の利用に著しい支障があると認めるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

(意見の聴取)

第二十条 市長は、必要があると認めるときは、第八条第三項第二号に該当する事由(前条第一項第四号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第二十一条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- 三 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要な事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第二十二条 法第二十七条第五項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して十四日間、市役所前の掲示場に掲示しなければならない。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、関係者に対し閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第二十三条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第二十四条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等及び競争入札に付すことが適当でないと認められる工作物等については、随意契約によることができる。

第二十五条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付すときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称、種類、形状、数量その他規則で定める事項を市役所前の掲示場に掲示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付すときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によるときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十六条 市長は、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類の提示等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(検査)

第二十七条 市長は、必要があると認めるときは、使用者の公園使用の状況等进行检查し、是正その他必要な措置を命ずることができる。

(届出)

第二十八条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 公園の使用に関する工事を完了したとき。
- 二 公園の使用を廃止したとき。
- 三 法第十条第一項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- 四 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したと

き。

五 法第二十六条第二項又は第四項の規定により、必要な措置を命ぜられた者がその措置を完了したとき。

2 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第十九条の規定により、必要な措置を命ぜられた者がその措置を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第四章 雑則

(権利の譲渡等の禁止)

第二十九条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第三十条 公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(公園予定区域等)

第三十一条 第八条から前条まで(第十条の二を除く。)の規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第三十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第五章 罰則

(過料)

第三十三条 次の各号の一に該当する者に対しては、五万円以下の過料を科す。

一 第八条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第九条(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十九条の規定による命令に違反した者

四 第二十八条第一項又は第二項(第三十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第14条関係)

公園施設の設置又は管理に伴う使用料

種別	使用料		
	単位	期間	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル	1年	円 2,000
公園施設を管理する場合			4,000

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。
- 3 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額(以下これらを「消費税相当額」という。)を加算して得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2(第14条関係)

公園の占用に伴う使用料

種別	使用料		
	単位	期間	金額
電柱	1本	1年	3,400円
支柱及び支線柱(電柱)	1本	1年	3,400円

支線(電柱)	1本	1年	1,700円	
無償添加柱(電柱)	1本	1年	1,700円	
電話柱	1本	1年	1,980円	
支柱及び支線柱(電話柱)	1本	1年	1,980円	
支線(電話柱)	1本	1年	990円	
無償添加柱(電話柱)	1本	1年	990円	
その他柱類	1本	1年	150円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	20円	
地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	10円	
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	3,000円	
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	1,000円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	200円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	400円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	1,000円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	2,000円
地下構造物(貯水槽、マンホール等)	占有面積1平方メートル	1年	3,000円	
公衆電話所	1個	1年	3,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,300円	
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	占有面積1平方メートル	1月	300円	
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物並びに令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占有面積1平方メートル	1月	1,100円	

備考

- 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。
- 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は当該電話柱に設置する電線をいう。
- 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 面積を単位として使用料を徴収するものについて当該面積が1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、長さを単位として使用料を徴収するものについて当該長さが1メートル未満であるとき、又は1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
- 占有の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3(第14条関係)

行為の許可に伴う使用料

種別	使用料		
	単位	期間	金額
行商、出店その他これらに類する行為をするとき(車両を使用した移動販売を行う場合に限る。)	1台	1日	1,000円

競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをするとき	1件	1日	3,000円
業として写真、映画等を撮影するとき	1件	1日	3,000円

備考 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額とする。